

令和 6 年 第 4 回

南阿蘇村議会定例会会議録

令和 6 年 12 月 9 日 召集

南阿蘇村議会

会期日程

令和6年第4回定例会

会期5日間

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程 等
12月9日	月	本会議	午前10時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 上程議案説明 一般質問
12月10日	火	休 会	—	議案審議
12月11日	水	休 会	—	議案審議
12月12日	木	合同常任委員会	午前10時	2常任委員会による合同 審査（大会議室）
12月13日	金	本会議	午前10時	質疑 討論 採決 閉会宣言

第 1 号

12月9日(月)

令和6年第4回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和6年12月9日(月)

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	承認第6号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第5	議案第64号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第6	議案第65号	南阿蘇村消防団条例の一部改正について
日程第7	議案第66号	南阿蘇村複合施設 LOOP みなみあそ条例の一部改正について
日程第8	議案第67号	南阿蘇村 ICT 交流センター設置条例等の一部改正について
日程第9	議案第68号	令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算(第5号)について
日程第10	議案第69号	令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
日程第11	議案第70号	令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第12	議案第71号	令和6年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
日程第13	議案第72号	財産の処分について(ウィナス)
日程第14	議案第73号	財産の処分について(四季の森)
日程第15	議案第74号	工事請負契約の締結について
日程第16	議案第75号	財産の取得について
日程第17		一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	辰 巳 和 美	8番	丸 野 健一郎
2番	岡 智 則	9番	桐 原 純 男
3番	坂 田 正 也	10番	工 藤 保 雄
4番	河 内 克 也	11番	笠 野 眞 喜
5番	市 原 恵 一	12番	橋 本 功
6番		13番	後 藤 征 昭
7番	今 村 竜 喜	14番	山 室 昭 憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村	長	吉	良	清	一
副	村	児	玉	み	ど
教	育	今	村	了	介
総	務	藤	本	哲	章
企	画	野	口	幸	広
教	育	古	澤	太	介
建	設		笠	功	祐
会	計	下	田	朱	美
健	康	園	田	秀	也
農	政	今	村	洋	一
住	民	高	宮	喜	美
税	務	片	島	弘	幸
水	・	今	村	隆	博
定	住	梅	田	雄	治
子	育	吉	弘	泰	彦
て	支				
援	課				
課	長				

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐原 恵
議会事務局主幹	長野 純哉

開会 午前10時00分



- 山室昭憲議長 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから、南阿蘇村令和6年第4回南阿蘇村議会定例会を開会いたします。一同その場に起立をお願いします。

礼。

おはようございます。御着席をお願いします。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねます。発言される場合は、マスクを外し、マイクを使って、御発言ください。会議中の携帯電話は電源を切っていただくかマナーモードにしておいてください。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 山室昭憲議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、今村竜喜議員。8番、丸野健一郎議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定について

- 山室昭憲議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日から12月13日までの5日間とし、お配りしております会期日程のとおりとしたいと思っております。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、本定例会は、会期日程のとおりとし、会期は本日から13日までの5日間と決定をいたしました。



日程第3 諸般の報告、議長、各委員長及び広域議会議員代表並びに、監査委員の報告内容

- 山室昭憲議長 日程第3、諸般の報告、議長、各委員長及び広域議会議員代表並びに、監査委員の報告内容につきましては、タブレットに配付のとおりです。



- | | | |
|------|--------|---------------------------------------------|
| 日程第4 | 承認第6号 | 専決処分事項の承認を求めることについて |
| 日程第5 | 議案第64号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第65号 | 南阿蘇村消防団条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第66号 | 南阿蘇村複合施設 LOOP みなみあそ条例の一部改
正について |

日程第 8	議案第 67 号	南阿蘇村 ICT 交流センター設置条例等の一部改正について
日程第 9	議案第 68 号	令和 6 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 5 号）について
日程第 10	議案第 69 号	令和 6 年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 11	議案第 70 号	令和 6 年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 12	議案第 71 号	令和 6 年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 13	議案第 72 号	財産の処分について（ウィナス）
日程第 14	議案第 73 号	財産の処分について（四季の森）
日程第 15	議案第 74 号	工事請負契約の締結について
日程第 16	議案第 75 号	財産の取得について

○山室昭憲議長 日程第 4、承認第 6 号、専決処分事項の報告についてから、日程第 16、議案第 75 号財産の取得についてまでを議題といたします。それでは、提案理由の説明を村長に求めます。

○吉良清一村長 皆さんおはようございます。12月の定例会御苦労さまです。師走になりまして何かと慌ただしい毎日かと思えます。交通事故などには注意されまして、穏やかな、年末年始を迎えられるようお祈りをいたします。本日は、傍聴にもたくさんの方がお見えでございます。村政に関心を持っていただき心からお礼を申し上げます。また、議員各位におかれましても、4期、4年、1期の最後の議会となります。私も含めてでございますが、今日は特別な気持ちで議会を迎えられているものと思います。本村が明るく、魅力ある村になりますように、活発な議論を期待をいたします。それでは、本日、議案といたしまして本定例会に上程しておりますのは、専決処分の事項が1件、それから条例の一部改正が4件、令和6年度補正予算が4件、財産の処分が2件、工事請負契約、請負契約が1件、財産の取得が1件、以上13件となっております。御審議頂き議決を頂きますようよろしくお願いを申し上げます。それでは、各議案について御説明を申し上げます。初めに、補正予算の専決処分、承認案件です。承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算第4号の報告であります。専決処分しました補正予算は、歳入歳出それぞれ1,460万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を119億4,906万3,000円とする補正予算であります。歳入につきましては、国庫委託金を1,460万5,000円を増とし、歳出につきましても、総務費を同額増としたものであります。補正内容としましては、10月27日執行の第50回、衆議院議員総選挙及び第26回、最高裁判所裁判官

国民審査にかかる経費となっており、10月9日衆議院解散に伴い、同日付けで予算、補正予算を専決処分したものであります。財源につきましては全額、国庫委託金となっております。次からは、条例の改正案件です。議案第64号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。本議案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布により、懲役及び禁固刑を廃止し、新たに拘禁刑を創設するなどの改正が行われ、令和7年6月1日から施行されることから、条文整理など所要の改定を行うものであります。次に議案第65号南阿蘇村消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、南阿蘇村消防団員の定員見直しに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、その議決を求めるものであります。改正内容は、条例で定める定員数を570名から570人から450人とする、所要の改正を行うものであります。次に議案第66号南阿蘇村総合施設LOOPみなみあそ条例の一部改正についてであります。本議案は、南阿蘇村複合施設LOOPみなみあそ、施設内のフリールームの改修に伴い、南阿蘇村使用料等審議会からの答申に基づいた利用料を新たに定めるものであります。次に、議案第67号南阿蘇村ICT交流センター設置条例等の一部改正についてであります。本議案は、現在行財政改革の一つとして取組を進めている公共施設使用料の適正化に伴い、南阿蘇村使用料等審議会からの答申に基づいた使用料等に変更するため、所要の改正を行うものであります。次からは補正予算です。まず、議案第68号、令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算括弧第5号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ1億8,107万7,000円を増額し、総額を121億3,014万円とする補正予算であります。主な歳入補正の内容につきましては、自立支援介護給付事業や道路改良事業等に係る国庫支出金を6,587万3,000円の増額、同じく自立支援介護給付事業や独り親、家族等医療費補助等に係る県支出金を1,222万9,000円の増額、雷災害公有建物災害共済見舞金や後期高齢者医療療養給付費返還金に関わる諸収入を1,752万7,000円の増額、旧長陽西部小学校解体事業や、久木野小学校グラウンド、暗渠排水事業等に係る村債を6,060万追加計上しております。主な歳出の補正内容につきましては、総務費において、私立学校ICT活用支援事業や、カーブミラー倒壊防止事業などにより、2,081万5,000円の増額、民生費において、自立支援介護給付費、障害児施設措置費の増加分、また、旧長陽西部小学校解体事業などにより1億4,242万7,000円の増額、教育費において、久木野小学校グラウンド暗渠排水事業や、物価高騰に係る給食費補助などに、などにより、2,795万3,000円を増額しております。次に議案第69号、令和6年度南阿蘇村国

民健康保険特別会計補正予算第2号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ18万円を増額し、総額を19億3,873万4,000円とする補正予算であります。主な補正内容は、人事院勧告に伴う賞与支給率変更、またヘルスアップ事業経費の増額となっております。次に、議案第70号、令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第3号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ30万7,000円を増額し、総額を17億7,833万7,000円とする補正予算であります。補正内容につきましては、人事院勧告に伴う賞与支給率の変更となっております。次に議案第71号、令和6年度南阿蘇村後期高齢者医療保険特別会計補正予算第2号であります。今回の補正予算につきましては、歳出内での増減によるもので、予算総額2億5,173万6,000円に変更はございません。補正内容につきましては、人事院勧告に伴う賞与支給率の変更、消費税申告に係る税理士手数料及び消費税の増加、追加消費税の追加となっております。以上が補正予算に関する提案説明であります。次からは、財産の処分案件が2件です。本議案は、南阿蘇村長陽総合福祉温泉センターウィナスの売却につきまして、公募型プロポーザルの結果により、処分の相手方を決定いたしましたので、南阿蘇村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。処分の金額及び処分の相手方などは記載のとおりでございます。次に議案第73号、財産の処分についてであります。本議案は、南阿蘇村体験交流センター四季の森の売却につきまして、令和5年2月1日締結の村有財産無償貸付契約書、第19条第1項及び第2項の規定に基づき、随意契約により処分の相手方を決定いたしましたので、南阿蘇村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。処分の金額及び処分の相手方などは記載のとおりでございます。次は契約案件です。議案第74号工事請負契約の締結についてであります。本議案は、令和6年度田崎橋更新工事、の工事請負契約の締結についてであり、予定価格5,000万円以上の工事請負契約の締結となることから、南阿蘇村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するものでございます。工事の概要につきましては、村道麦原原尻線に仮設する田崎橋のかけかえを行うものであります。契約の金額及び契約の相手方などは記載のとおりでございます。最後は、財産の取得案件の追認です。議案第75号財産の取得についてであります。本議案は、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により、予定価格700万円以上の動産の買入れについては、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに取得したため、追認の追認の議決を賜りたく、議案として提出させ

ていただいております。事業内容は、令和元年度に賃貸借契約にて、購入導入した教職員用パソコンが、5年経過し、契約期限が満了することから、購入したものであります。契約の金額及び契約の相手方などは記載のとおりでございます。今後は、このようなことが起きないように取り組んでまいりますので、御理解を賜りたく、議決くださいますようによろしくお願いを申し上げます。以上が提案理由の説明であります。御理解を頂き、議決頂きますようによろしくお願いを申し上げます。

- 山室昭憲議長 以上で、今回、執行部から提案されました。全議案についての説明を終わります。

-----○-----

日程第17 一般質問

- 山室昭憲議長 日程第17一般質問を行います。発言の通告があつておりますので、これより順に質問を許します。質問される方は、要点を簡潔にお願いいたします。答弁される方々は、質問内容についての的確に答弁をお願いいたします。なお、質問時間は1人20分以内となっておりますので、御承知をお願いいたします。4番、河内克也議員の質問を許可します。

- 4番河内克也 4番河内です。議長の許可を頂きましたので、質問を行います。議長、今回も2問ありますので、一問一答方式の許可をお願いいたします。

- 山室昭憲議長 許可いたします。

- 4番河内克也 ありがとうございます。任期中最後の質問となりますので、私がどうしても聞いておきたいこと、ことがら、今タイムリーと考えた質問2項目通告書にまとめ提出をいたしました。1番目、村有財産、村有地の管理と貸付、売却処分後の最新の状況についてお聞きします。簡潔にまいります。第2次村の総合計画後期基本計画の施策29などの計画にのっとり進められた温泉等の福祉健康増進施設、あるいは、宿泊のできる観光施設などの村有財産の売却処分、売却等の状況については、村の広報紙にも掲載され、あるいは、できる限り議会広報等で、村民の皆様にはお知らせをしてきましたが、最近の村民の声を紹介しますと、楽しみにしていた温泉入浴はできなくなった。四季の森御利用の村民は、温泉が混雑過ぎて入れない。木の香湯はいつオープンするのか。村営温泉として一つは残して欲しかった。ホテルを解雇された。瑠璃は大丈夫か、いろんな声があります。私なりに整理しますと、各施設は、温泉の利用での村民の皆様の健康増進、大きく言えば福祉向上、観光施設での村民雇用、村内農産物の利用、ゴルフ場の場合は、ゴルフ場利用税交付金等の問題、それから入会権、村民の皆様に関係することから、その動向に、村民の皆様に関心も高いと感じております。最新施設状況を村民にお伝えするという、情報公開という点でも不十分な面もあると考えます。不確かな情報をお持ち

ちの方もおられるようです。この通告書を提出したのが11月13日、その後心配される瑠璃の新聞報道もありました。そこで、村有財産を売却した瑠璃、グリーンピア南阿蘇、木の香湯そして今議会に議案として上程されたウィナスの各施設の最新状況、これも本議会に上程されていますが、4年前に貸付した体験交流センター四季の森、村有地が大半を占める南阿蘇カントリークラブ。このゴルフ場は、5駐在区、6駐在区、7駐在区三つの行政区が関係しています。ゴルフ場の経営者が変わったとも聞きます。多くの村民に関係するゴルフ場の状況は、そしてこれから、売却予定のグリーンピア南阿蘇東のほうの村有地に建設予定の宿泊施設、以上申し上げた七つの施設の最新状況について、議長も先ほど言われましたが、施設ごとの確明瞭な答弁を求めます。以上です。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 それでは、質問事項であります。村有財産村有地の有効活用と管理、売却処分現状についてをお答えをいたします。まず、質問の要旨売却した施設、瑠璃温泉、それから、グリーンピア南阿蘇、木の香湯温泉についてお答えしますと、まず、白水温泉瑠璃につきましては、10月、11月18日、20日の全員協議会で、現状を御説明したとおりでありますけれども、売却先の表を兵庫県神戸市にあります。に本社があります株式会社ジャパックスが、事業計画に基づく温泉施設、宿泊施設等の改修について、自力での事業推進が困難になりましたことから、現在、新たな連携先を探しているところであります。村としましてもジャパックスと連絡をとりながら、早急な事業再開に向けて、全力で協力をしているところでございます。なるべく早くの交流連携相手先を見つけまして、皆様に御報告ができることを全力で今取り組んでいるところであります。

次に、グリーンピア南阿蘇につきましては、12月2日、からリニューアルのために改修工事に着手を着手されております。令和8年4月のリニューアルオープンを目指して改修工事が始まったところであります。

次に、木の香湯温泉につきましては、議員、議員の皆さんが先月、視察されました鹿児島県いちき串木野市吹上浜フィールドホテルを運営をされております。鹿児島市の有限会社コロンが、令和7年12月、来年の12月になりますけれども、オープンをするということを目指して温泉とそれから宿泊施設の工事に着手されたところでございます。次に、売却予定でありますウィナスについてでございますが、長陽総合福祉センターウィナスは、今定例会に売却議案を上程しております。会社は熊本市西区のKSMY合同会社というところでありまして、温泉、それから宿泊施設をされます。そしてまたウイスキーの製造なども計画をされてありまして、ただウイスキーの施策には、製造には時間

がかかりまして10年ほどかかるそうです。それまでは、ジン等を販売して営業を行う、行うということをお聞きお聞きしております。次に、貸付施設の四季の森についてでありますけれども、体験交流センター四季の森も、今定例会に売却議案を上程をしております。現在、貸付て貸付先であります。これは熊本市中央区にあります。大祥有限会社でございますが、この会社にそのままこの施設を引き継ぐということとなっております。次に村有地貸付の南阿蘇カントリークラブ久木野にありますゴルフ場でございますが、これは令和6年10月22日に南阿蘇カントリークラブ主催で、今後のゴルフ場運営と村有地の活用方法について、地元関係者への説明会が開催をされております。現在、南阿蘇カントリークラブも新しい会社へ事業継承を勧められて、事業承継を進められている状況でございます。引き続き南阿蘇の地域にゴルフ産業と雇用を残せるよう、努力されていくものと聞いております。

次が村有地の売却予定であります。これは議員の質問がありましたようにグリーンピア東側の村有地でございますけれども、現在、一つの企業から予定地のホテル計画が提案をされておりますけれども、今後は公募することとしております。当該予定地に、第3駐在区の入会権の残った土地が4筆ございますので、先月、第3駐在区臨時総会にて、担当課より説明に伺っております。第3駐在入会権のある4筆の売却については承認を頂いております。村有地の売却ホテル建設に関して、特段の反対の意見はございませんでした。今後は、来年度の公募に向け準備を進めてまいります。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 河内議員。

○4番河内克也 はい。4番河内です。ウィナスと四季の森については、本議会に議案が上程され、審査審議されますので、関する質問は行いません。今お答えのあった木の香湯跡地は、我々もう実際に鹿児島県いちき串木野市の売却先の成功事例を研修機会が研修する機会がありました。非常に期待できると考えております。ベーシックコンセプト、基本理念が素晴らしいと感じております。私は村にとって厳しい財政状況の中で、施設があることでの経済波及効果、そして通過型の観光から滞在型への観光地になる。滞在型観光地への脱皮。そしてより多くの自主財源を確保するために、村有財産を収益財産として捉え、活用していくことも大切だと私は考えます。その前提で、これから大事なことは、村民の皆さん、皆様、議会に適宜情報を提供し、新たな、これ仮称です。財源検討委員会や、村有財産管理処分有効活用委員会等を立ち上げ、意見を聞きながら活用することが求められていると私は考えています。今、答弁頂いた内容を我々も議会広報すいげんにまとめ、村民の皆様にお知らせをしたいと思っております。その他の施設について、答弁をちょっと二つ考えておりましたが、一つだけ、もう1回だけお聞きします。今の中で1番心配されるのは、

瑠璃温泉です。今村長からもありましたが、11月16日の新聞報道そして18、11月18日、20日の全員協議会で、状況説明がありました。もう1回聞き直しますが、それから3週間経過公開できる最新の情報はいいのか。特定の企業名もおっしゃいましたが、最新の情報はいいのか、もう1回だけお聞きいたします。そして最後の建設予定地の宿泊施設、是非これ入会権は始めないということだったんですが今、お話が四つあるということで、入会権はあるとこのことを確認いたしましたので、瑠璃のことについて再質問いたします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 瑠璃、瑠璃温泉についてでありますけれども、私がジャパックスのほうから連絡を受けておりますのは、現在四つの企業と交渉中であるということでございます。なかなか大きな会社と小さな会社もありまして、大きな会社は手続等で時間がかかるので、それよりもむしろ小回りのきく、会社のほうが融通がきくだろうということでそちらを優先的に交渉されているようございまして、前向きな方向で進んでいるとはお聞きしております。ただ、はっきりと引き継ぐという、段階までにはまだ至っていないということで、もう前向きな、前向きな方向でやる、やりたいということが、やりたいと思っている企業があることは間違いありませんので、そことうまく早急にうまくいくように進めていきたいと考えております。

○山室昭憲議長 河内議員。

○4番河内克也 はい、4番河内です。最新の情報を頂きました。最後の1問目をまとめますが、私は、一般質問は、議員固有の権の権能として我々に与えられた重要な権利と認識し、十分な十分準備期間をとり、4年間で多くの質問を行ってまいりました。それは当たり前のことですが、私は議員は村民全体の代表者である。勇気と雰囲気を持って村民の声や心を代表する、そのことが仕事であるという、強い気持ちが根底にありました。しかし、村民の皆様の声を質問のボールを投げても、質問が終わった途端に、行政からボールが返ってきません。キャッチボールができません。重要な議論ができません。ヤマビル被害の問題、観光サインの看板、そしてこれも過去形ですが、選挙公報など、私の質問が悪いのか、じくじたる思いです。じくじたる思いです。今から質問される議員の多くも同じ気持ちではないでしょうか。そういうことを推察しながら、1問目の質問を終わります。

○山室昭憲議長 河内克也議員。

○4番河内克也 2番目、私は昨年9月議会で、小学校部活動の状況について質問をいたしました。今回はパートⅡで、中学校部活動の地域移行の現状とその支援について、教育委員会にお尋ねをいたします。これも簡潔にまいります。一言で部活の地域移行といっても、ここに至るまでの数年間、村では少子化、

少子化、全国では、勝利至上主義の指導、体罰問題、先生方の超過勤務と働き方改革などが問題となり、度々議論が行われ、新聞にも取上げられてきました。私も一、二回ちょっとずっと新聞記事抜いてますがすごい数になりました。国が進める改革期間は2年目に入り、新聞やネットで調べますと、先進的な地域からは、具体的な姿が見え始め、課題も浮かび上がってきたようです。私は大事なことは、国の方向性に振り回されるのではなく、南阿蘇村の子どもたちをどうするのかを捉えた議論にしなければ、本当の方向性は見えてこないのではないかと思っておりますし、その視点で議論するために質問をいたします。まず1番目に、南阿蘇中学校の現状をお聞きします。2番目に、本村部活動の今後の在り方と、村の継続性のある環境整備と支援の考え方をお尋ねします。以上です。

○山室昭憲議長 今村教育長。

○今村了介教育長 質問にお答えいたします。質問事項、小中学校活動、小中学校部活動の地域移行の現状と今後の在り方、環境整備支援についてお答えいたします。まず質問の要旨1、南阿蘇中学校の現状についてですが、現在の南阿蘇中学校の部活動の現状ですけれども、全生徒数234名に対し、部活動加入生徒数は141名、加入率は約6割となっております。設置している部活動は、陸上競技、バスケットボール、軟式野球、男子女子バレーボール、女子ソフトテニス、バドミントン剣道、吹奏楽の各部があり、軟式野球部においては単独でチームを構成することができず、他校との合同チームで大会に出場している状況にあります。また、それぞれの部において、顧問の先生方と外部指導者を12名は配置しており、特に顧問の先生方においては、専門性の有無にかかわらず、これまでのように教師等が顧問を務める、指導体制を継続することは、働き方改革を進める中で、より一層、厳しい状況でございます。そのような中で、現在の活動状況につきましては、県の部活動指針に基づき、1週間の練習日は5日以内とし、平日は水曜日、週末は日曜日を休養日としております。なお、日曜日に試合大会等が行われた場合は、水曜日を除く、週のいずれかの平日を休養日としております。また練習時間につきましては、平日2時間程度、週末はど、土曜日に約3時間程度の練習を行っており、土曜部活においては、時間に合わせてスクールバスも運行しているところでございます。これからの生徒数の推移を見ましても、令和12年には、200名を割ることが予想されております。少子化が進展する中、学校教育の一環として行われる部活動の部活動を取り巻く環境をさらに厳しくなるものと考えているところでございます。次に、質問の要旨2、本村部活動の今後の在り方と継続性のある環境整備の支援の考え方を問うについてですが、先ほども少し述べさせていただきましたけれども、少子化による学校部活動の体制を維持することが困難になっ

てきたこと。また、学校の働き方改革が進む中、教員による部活動の指導体制を継続、継続することが、難しくなってきたことを背景に、国は休日の部活動、運動部活動の地域移行、令和5年度から令和7年度末までに完了することを、示したことから、本村では、去る7月30日に第1回南阿蘇中学校部活動地域移行検討委員会を開催し、令和7年度末までに、休日の部活動の完全地域移行を目指し、各関係団体と調整を進めているところでございます。地域移行後の指導者につきましては、現在の部活動の外部コーチを中心に、スポーツ協会所属の種目別協会にも指導者の推薦をお願いしているところです。準備が整った部活動から随時移行していく計画でございます。本村の実情に応じた体制づくり、活動環境整備において、移行後の活動場所については、基本的には中学校施設の活用を考えていますので、別所に移動しての活動は今のところ考えておりませんし、スクールバスもこれまでこれまでどおり運行する計画です。また活動の一環として社会体育施設の利用した場合は、使用料の減免対象といたします。そのほかにも選択肢の一つとしてこれまでにスポーツや文化活動を通じての健康増進と生涯学習の普及振興を図られているNPO法人、クラブ南阿蘇を受皿としての、が活用できるのかも含めて検討していきたいと考えております。今のところ新たに負担が生じる部分が、傷害保険と指導者に対する謝金になります。平日は部活動、部活動、休日が地域での活動ということで、傷害保険は分けて加入する必要があるでございますので、平日分は既に保護者負担で加入されておりますので、休日分については村の村で負担をする予定でございます。また指導者に対する謝金につきましても、本年度地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業補助金を財源として、1時間1,000円を試算し、村が負担する予定でございます。令和7年度も申請して財源確保をする予定です。当然、国は、この推進期間後には、平日も移行させる計画であります。まずは休日以降でありますので、休日に移行した場合のメリット、デメリットはどのようなものがあるか、少しまとめてみました。メリットとしては、専門的な指導が受けやすくなること、教員の業務のスリム化、改革が期待できることがあります。デメリットといいますか、クリアしなければならない課題として、指導者の確保が1番であります。教員が指導を希望する場合は、教育委員会に届出を行い、兼職兼業も可能であります。また休日大会における教員の引率は必要ないのか、改革に逆行することは、避けなければなりません。また保護者の経済的負担なども考えられますが、先生方の働き方改革の推進や、来年度以降もこの補助金制度を活用して、よりよい運営方法を考えてまいりたいと思います。補助金制度がいつまでか、限りあるものと思料しますが、できる限り保護者負担がないよう、そして生徒たちが安心、安全に活用できる環境整備を進めてまいります。最後になりますが、本村は部活動

地域移行に関して、これまでの協議してきたものをもとに、本格的に指導してまいります。部活動の地域移行は、よりよいスポーツ文化の教育環境を実現するための手段であり、環境づくりの一環であります。教育委員会としましては、将来を見据えて、子どもたちの夢、希望がかなえられるように一人一人に合ったスポーツ、文化活動が提供できる環境整備を図りながら、将来を担う子どもたちのために、そして生涯継続させていくために、できる限り支援をしていく所存です。以上、答弁を終わります。

○山室昭憲議長 河内議員。

○4番河内克也 はい、4番河内です。私も12年間、部活動を経験して、そして保護者としての立場で6年程度、そして久木野中、白水中で指導者も経験し、今教育長おっしゃいましたが、部活動のすばらしさを体感し、中学校時のスポーツ、文化芸術活動は非常に重要であると認識をしております。今教育長に答弁頂き、部活動の今の状況が把握をできました。そして、今後の在り方、支援について、村、教育委員会の考え方もよく分かりましたが、3点だけ確認をします。一つ目、部活動加入率は6割ということで、本当に低いような感じもいたしましたが、サッカー、卓球、柔道、相撲、水泳等、村外のスポーツクラブへ活動を行っている生徒の状況について把握をされていたらお知らせください。2番目、今議論の中心は休日の部活動ですが、これから国の目指している。平日の地域移行について教育長の考え方をお聞かせください。3番目、指導者謝金について、今は補助金を財源とされていますが、今後、将来の保護者負担についての考え方もお知らせください。以上です。

○山室昭憲議長 今村教育長。

○今村了介教育長 お答えします。ただいま3点、再質問ございましたので、一つ目の御質問についてまずお答えいたします。ほかの村外のスポーツクラブで活動を行っている生徒の状況でございますけども、詳細はですね把握はしておりませんが、教育委員会で把握している分として、サッカーが22名、柔道が2名、相撲が1名、野球が3名となっております。いずれも村に部活動がない競技で、野球については硬式野球チームで活動しております。中には、平日は中学校の部活動に参加して、休日は村外のクラブチームで活躍している生徒もおります。二つ目の質問でございますけども、平日の移行について私の考えを述べさせていただきます。現在がですね改革推進期間、そして平日を含めた改革実行期間というのがですね、令和8年度から始まる予定です。平日の移行についてもできるだけ早い段階からですね、議論を行い、スムーズに着手できるようになっております。私が思うに活動が担ってきた教育的、教育的意義を継承発展させるとともに、地域ならではの新たな価値を創出することができることが重要で、従来の部活動に捉えるのではなく、先ほど議員も申され

ました、地域の実情に応じた多様な活動を目指すとともに、地域の子どもは地域で育てるといふ旗印のもとで指導者の確保は大変な課題でありますけども、隠れた人材を発掘し、ネットワークし、ネットワーク化し、人づくり村づくりへと転換していくことが好循環を転換していくという好循環を構想しております。なお、本村単位では指導者の確保、施設の整備や移動手段などを確保など、対応が困難になることも予想されますので、近隣市町村と連携して、共同的な解決を図ることも重要であると考えております。いずれにいたしましても、未来を担う子どもたちにとって、好きなことを積極的に関わり、深く、豊かな知覚を持って探求できる環境づくりの絶好の機会ととらえ、国の動向を見据えながら、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。三つ目の質問でございますが、将来の保護者負担についてですが、現在のスポーツクラブ活動の移行に向けた実証事業補助金制度が、終了した場合には、保護者の負担も出てくると想定をしております。現在村外など後、クラブチームに加入している生徒については、保護者が会費や送迎の負担をされていると思っておりますが、部活動についても、地域クラブに移行した場合は、クラブチームと同じ取扱いとなりますので、指導者への謝金も含め、どう運営していくのか、今後検討していく必要があると思っております。村外のクラブチームをそれぞれのクラブの契約により運営をされて、いますので、保護者の負担もそれぞれと思っております。今後地域クラブに移行した場合、村外のクラブも含め、受益者負担と公的負担これもこれからの課題となりますが、費用負担の在り方も、慎重に検討していきたいと考えています。できる限り保護者負担が抑えられますよう、議論を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○山室昭憲議長 河内議員。

○4番河内克也 はい4番、河内です。分かりやすい説明を頂きました。生徒は部活動、スポーツをやりたい。地域行政はそれにこたえたい応えなければなりません。そのための議論の場であります。部活動、クラブ活動でいろんなケースがあること、ニーズがあることが分かりました。教育長がおっしゃったように、生徒の場合、試合での移動手段の確保、それから、今からは近隣町村との連携協力も必要と考えました。保護者負担も抑制されるよう、議論していくとのことでした。経済的に非常に厳しい御家庭もあります。もう見てきました。私も経験してきました。財源として、今から橋本議員も質問されますが、ふるさと納税、これは長野県あたりですが、ふるさと納税を利用しようとする自治体もあります。青少年健全育成、生徒たちの夢実現のための議論が必要です。多くの課題もあります。私が宝くじが当たるような確率で2月23日また議席を頂けたら、是非3月からも議論してまいりたいと思っております。以上で最後の質問を終わります。

- 山室昭憲議長 以上で4番、河内克也議員の質問を終わります。12番、橋本功議員の質問を許可します。
- 12番橋本功 議長2問の質問事項がありますので、一問一答の許可をお願いいたします。
- 山室昭憲議長 はい、許可します。
- 12番橋本功 ありがとうございます。質問通告に従いまして、ダイコン2点について質問させていただきます。1点目は、ふるさと納税についてであります。ふるさと納税制度は、2008年の創設から16年が経過し、給付総額は当初80億円、2023年度は1兆1,175億円を超えております。今や国民の支持を得た制度になってきたと見て間違いのないと思います。住民税を納めている人は、全国およそ6,000万人で、6人に1人が、ふるさと納税を利用したことになります。ふるさと納税は、納税と言いながらも応援したい。自治体を寄附するものです。希望する側のメリット、利点として、好きな自治体に寄付できることや、特典がある自治体から、返礼品をもらえることなど、などが挙げられます。近年、ふるさと納税は、各地方自治体にとって貴重な財源となっており、消費者にとっても地方の発展に貢献することができる。有意義なものとなって、おります。このふるさと納税が、南阿蘇村にとって、有意義なものにするためには、次の二つが必要だと考えられます。一つ目は、ふるさと納税の受入れ寄附額を増やすこと。二つ目は、ふるさと納税の経費割合を下げること。一つ目の寄附金を増やすについては、ルール範囲内における魅力的な返礼品の拡充やふるさと納税情報サイトの魅力発信により実現していくことであります。二つ目の経費割合は、経費割合を下げるについては、国民が、ふるさと納税を利用するほとんどの理由は、返礼品をもらえるからであります。自治体からは、幅広く収入を確保できることに加え、特産品を返礼品にすることによって、地域の消費者を拡大するとともに、観光PRにもつなげることもできます。寄附金はだまかに、3割が返礼品に充てられ、2割はふるさと納税サイトの手数料となりますが、残りの半分、5割は自治体の収入になります。ふるさと納税は決して安定した財源ではありませんが、寄附額を見て、現状では貴重な財源であります。そこで、南阿蘇村のふるさと納税の取組について質問をいたします。1点目は、ふるさと納税寄附額が、平成28年度から、約5億4,000万円。その後は1億円台が続き、令和5年度は3億9,000万円、令和6年度の寄附額は、2月を締めた段階で、本年度の最終結果幾らぐらいに着地そうでしょうか。また、返礼品や委託料などの経費を除いた実収入は、寄附額に対する割合も含め含めて伺います。2点目は返礼品を考えると、現状の種類と金額を伺います。3点目は、ふるさと納税を財源として、今後も大きな意味を持つのではないかと考えられますが、村はこのふるさと納

税寄附金を一般財源として活用されています。使い方が見えないため、教育や子育て支援、観光振興など、透明化を検討する考えはないか伺います。以上で1回目の質問を終わります。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 それではただいまの質問でありますふるさと納税の取組について、お答えしますまず、質問の要旨1からでありますけれども今年度の最終結果はいくらぐらいに着手しそうかという質問でございますけれども、今年度の個人版ふるさと納税の寄附額は、現時点で1億8,300万円です。最終結果としましては、2億7,000万円程度の額となると見込んでおります。現在、獲得競争が激化しているということは現状でございます、特に米の定期便や、無洗米、これが人気でございますけれども、絶対量が不足しているという状況でございます。募集費用総額、5割以下基準、となっております、本年3月末までの予測では、総量を含む返礼品調達が、調達額が7,600万円、28.1%になります。委託料が5,800万円21.7%残る寄附金額が1億3,600万円これが60.2%となる見込みであります。今後は来年度に向けた取組を地域創造アドバイザーの中川氏、協議をしております、目標の寄附額を設定し、事業拡大を行いながら、今協議、議論を深めているところでございます。またふるさと納税専属に行います地域おこし協力隊、これも採用して、ふるさと納税の増収に努めてまいりたいと考えております。次に質問2の返礼品を考える、考えると現状の種類及び金額についてでございますが、返礼品の種類としましては、定期便を含めまして955の品目がございます。上位の五つを挙げますと、お米5キロから20キロが、9,500円から3万5,000円。7種類の馬刺しセット、600グラムが、1万8,000円。赤牛やき肉用肩切落とし600グラムが2万6,000円。それから木之内農園の手作りいちごジャム、これが450グラムと2キログラムがありますが、450グラムが8,000円、2キロが1万6,000円、それから、ハイコムの天然水、これが定期便を含め1万3,000円から14万円の寄附額で人気の返礼品となっております。来年度からは、クラウドファンディング型のふるさと納税等の取組も行いたいと、議論を深めているところでございます。次に質問の要旨3番目になります。ふるさと納税寄附金を一般財源として活用されているが、使い方が見えなため、透明化を検討する考えはないかについてであります。まずふるさと寄附金につきましては、昨年度実績で言いますと、寄附金全体の約6割弱、が返礼品の経費となっております。残り4割、ほどが使える予算となりまして、自治体による使い道を掲示されている場合、寄附者、本人が人を選択できるようになっております。昨年度の例で言いますと、選択できる、使い道を選択できるというのは五つの選択肢がありまして、

一つが、草原、地下水保全、それと2番目が教育文化スポーツの充実、3番目が、社会福祉の向上、4番目が地域振興、そして五つ目が、特になし、この5項目となっています。人が指定、指定してある場合にはその関連予算に充当しておりまして、最後の5番目の特に、指定なし。寄附額は全体の35%、ありまして、南阿蘇村で行っております独自の政策を単独予算、として活用しております。主に、使っておりますのが、子ども医療補助それと乗合タクシー経費、この二つに充填を充当しております。なお、先ほど述べましたとおり、返礼品調達額及び委託料の経費が5割以下基準となったことによりまして、一般財源の割合は、これは増加、多少は増加しております。御質問の1の透明化を検討する考えはないかという質問でございますが、毎年ふるさと寄附金の額にばらつきがあり、ありますものの、何の予算に使ったかの公表につきましては、公表手段等を含め、前向きに協議を進めているところでございまして、ただ、内容を的には毎年変わらないというのが現状でありますので、その辺も含めまして、協議を深めているところであります。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 橋本議員。

○12番橋本功 前回も、ほぼ変わらない答弁を頂きました。全然人のですね、進展がない。これではですね村長、まずいと思うんです。で、隣のことは高森町のことですが、隣の事は隣に聞けと言われてましたけれどもことは隣聞けと言われてましたけども、隣はですね非常にですね、高いんです。高森町では20数億、から出ております。ほぼその10分の1と言っても過分ではないんじゃないかなと思います。こうしたことがですね、ずっと続いているわけですね。で、これはもう、これをどのようにして改革していくのかっていう。村長そのトップセールスの考え方としてですね。お尋ねしたいと思います。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ふるさと納税が伸び悩んでいるということは御指摘のとおりかと思えます。それで現在先ほど答弁に申しましたように、中川氏を招聘をいたしまして、また違った視点から、増額を県、協議しているところでございます。これからやはり体験型なり、南阿蘇得意と恵まれた、地域色を生かして、例えば、さまざまな観光体験を行うことによって、それを返礼品にするとか、あるいは、宿泊施設等の宿泊券等につきましてもまだまだ不十分でございますので、これまで不十分だったところですね。私も、協議の会議に入りまして、そして中川氏と最新の事例などを参考にしながら、増額を目指して、これからしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○山室昭憲議長 橋本議員。

○12番橋本功 はい。私が求めているのは、同じことを繰り返してはいけません。よその自治体を見たときに、何でそのうちが低いんかっていうのを、受け

止めないといけないと思うんです。よその自治体のほうですね調べてみますとですね、例えばお米の問題がありました。今年は都会のほうでは米が足りない不足だと。そしたらもうそれにさっと手をかけてですね。米のほうですね。ふるさと納税として保護、還元をしている。うちの場合には955品目があるというところ、こんなに大きくあるんだけど、なかなかそれが見つからない。答弁ではですね、米が足りなかったという話。それが答弁になるかということです。こんなことをですねやっていたらですね、絶対に先に進まないと思いますよ。隣の町では莫大なですね、納税が入ってきてる。片方ではですね、一応満たないようなですね、考え方を持っていますね、いや頑張っていますと言われる。これ頑張っているという言葉がですね、もう標準化されてるんじゃないかなというですね、そんな感じを受け止めております。クラウドファンディングもそうです。前回もこの言葉が出ました。同じ言葉なんです。あとは何か付け加えることはね。今後努力していきますということが必ず来るわけです。努力した後はですねなぜ見られないかということが全然、来てないんです。このふるさと納税ってのは村莫大なお金なんです。これを何とかですね、積立てていきたいと思いますが村長もう一度、御意見をお願いいたします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 はい。議員御指摘のとおりでありまして、ふるさと納税につきましては、さらに努力を深め、努力をしっかりとまいります。ただ企業版ふるさと納税につきましてはですね、最近、非常に私も大きな企業さんに、自ら訪問に行きまして、企業版ふるさと納税の協力を得ているところでございます。これ、今後もまた、さらに増やしていくということで進めております。例えば水田に水を張っておりますけれども、そういった事業につきましても、この企業版ふるさと納税で農家の皆さんに還元しているわけでありまして、これはうちの村独自の取組でございます。そうした面でそのような事業もですね、これから、しっかりと面積を拡大し、また、特に企業版ふるさと納税を今後は伸ばしていきたいと考えております。

○山室昭憲議長 橋本議員。

○12番橋本功 はい。村長これを是非ですね努力しまして、よその自治体並みには持っていけるようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○12番橋本功 2点目は、個人情報保護法についてであります。令和5年4月1日以降、地方公共団体の個人情報保護法制度について、改正後の個人情報保護法の規定により、共通ルールが定められました。個人情報保護法では、行政機関が守るべき個人情報の取扱いに関するルールとして、利用目的の明示、不適正な利用、取扱いの禁止、安全管理の措置、個人情報の取扱いに従事するものの、事務及び利用提供の制限等を定めるとあります。村においても、この制

度を趣、この制度の趣旨を踏まえ、個人情報 の適正、管理に努めておられるのでしょうか。役場の守秘義務について伺います。役場の職員、職員の職務上の秘密義務について、地方公務員法第34条に定められておりますが、地方公共団体における秘密の保持について、服務規律の確立と一貫として万全の措置を講じておられると考えられるが、驚いたことに、6月29日の熊日新聞に、議員の保険税滞納している情報がマスコミに報道されました。7月3日には、本人の辞職、記事を読んで、このときの私は、・・・というのか、涙が滲んできました。仲間を失うことは残念でなりません。地方公共団体における秘密の保持は、行政の公正運営を確保し、公の利益を保護し、住民の信託にこたえるためには不可欠とあります。また、職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、違反したものは、懲戒処分の対象となるばかりではなく、刑罰を課せられるとあります。議会は、個人情報漏えいの疑いがあるとして、執行部に調査を依頼しました。調査結果外部の情報流出は認められなくと回答がありました。これで幕をおろすことはできません。全員協議会において、村長はマスコミから、滞納や差押えについて、問われたので詳しいですねと応じたと説明されました。情報流出は否定し、職員には個人情報の取扱いについては守っていると云われます。地方自治法第138条の2の規定では、執行機関の責務をもとにして条例で規定する自治の理念の実現を、組長の責務という視点から規定したとあります。個人情報管理責任者、村長は責任を負わなければなりません。議会は執行機関に対する、監視権を持っており、村政行政にまつわるあらゆる疑惑を明らかにする場所でもあります。議員は責任を痛感して、辞職しました。村民の代表である議員が、辞めることは驚きであります。これが守秘義務と、守秘義務事項、だとして、扱いをしていたとすれば、漏らしたのは、村当局であり、地方公務員法第34条違反事案となります。意図的か、手違いかは別にしまして、秘密保持がざーざと疑わざるを得ません。それでは、質問をさせていただきます。1点目は、地方公共団体における秘密の保持について、綱紀の保持及び、服務規律の確保のために、職務上、知り得た秘密を漏らしてはならず、これに違反したものは、服務規律違反として、懲戒処分の対象となるが、どのようなペナルティがあるのか、お伺いいたします。2点目は、個人情報保護法は、プライバシー保護を保護を含む個人の権利利益を保護することを目的とする法律がありますが、本村の取組を伺います。3点目は、個人情報取扱い、管理者は安全管理義務や職員に対する監督義務を負っております。このように義務違反が認められる場合は、罰則が課せられるとありますが、村長は責務について、自身の罰則を考えておられるかお伺いいたします。以上で登壇の質問を終わります。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長　それでは質問事項の個人情報保護法についてお答えをいたします。まず、質問要旨の1であります。質問保持について、違反したもののへの懲戒処分、についてでございますが、村には条例と規則がありまして、南阿蘇村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、それと、南阿蘇村職員の懲戒処分の手續及び基準に関する規則の規定、これに準じまして行うわけでございます。種類が懲戒の種類が停職、それから免職、減給、戒告処分と分かれておりますけれども、一つ一つ、御説明しますと、職務上知り得ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合は、免職または、1日以上6か月以下の停職となります。それが自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合は免職となります。情報セキュリティーの面につきましては必要な情報セキュリティー対策を怠ったことにより、秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合は、停職または1日以上6か月以下の減給または、懲戒処分となります。これらの懲戒処分を行うに当たりましては、村には職員懲戒処分等審査会、職員懲戒処分等審査会、これがございましてこの審査会を開きまして、故意、または過失の度合いなどを状況を総合的に勘案をいたしまして、村の処分の程度を判断、決定しております。次に質問の要旨にありますプライバシー保護を含む個人の権利、利益を保護するための本村の取組についてでございますけれども、情報管理の重要性や、漏えいリスクの大きさを職員一人一人認識してもらうために、個人情報及び職員研修協議会が主催、失礼、個人情報及び情報セキュリティーに関する職員研修会を行っております。また、熊本県市町村職員研修協議会、これが主催をいたしております。同様の職員研修会にも、積極的な参加を呼び呼びかけております。昨今、IT環境が急激に進んでおりまして、多種多様な方法で情報が狙われているというようなそういう世の中でありまして、本村の取組としましては、企画観光課の中にDX推進班、これを設けまして、職員が使用するパソコンにウィルスの混入を防ぐウイルスソフトの導入など、セキュリティー対策にも力を入れております。また、個人情報を取り扱う職員についても、情報を取り扱う責任の重要性を認識をさせまして、村としましては情報の適正な運用と情報管理に努めております。現在、最後の失礼しました最後の監督義務及び村長責任について、自身の罰則についてでございますけれども、私自身が個人情報の安全管理の徹底に、努めていくことはもちろんのことです。職員も徹底して安全管理を行うよう指導してまいります。以上のように取り組んでおりますけれども、不測の事態が発生した際には、状況に応じて、責務に対するしるべき対応をしっかりと行ってまいります。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長　橋本議員。

○12番橋本功　はい、村長、これだけですねセキュリティーがしっかりして、

職員の研修もやっていると。何で、漏えいしたのかという大きな問題が出てくるわけです。それについては、答弁は頂けませんでした。漏えいしたことに対してどういう考えを持っておられるかっていうことなんです。しかし執行部のほうからは、ですね、外部の漏えいは認められなかったと。いう御答弁を頂いております。そしたらですね、最高責任者は、組長でございます。組長はどのようなお考えを持っておられるかなんです。これが1番大事なことなんですよ。漏えいしたことは間違いありません。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 今はですね漏えい、役場内からですね、漏えいしたというような質問でございましたけれども、その漏えいした後、何か決めつけられてるように聞こえますけれども、こちらとしましては全ての職員を調査しましてですね、漏えいはなかったと、そういう報告はもう議員の皆さんにも報告をしたところでございます。これは、取材をされて、取材をされて取材をされて、それがそういう事実が判明したということでございますので、村から漏えいしたということはございません。

○山室昭憲議長 橋本議員。

○12番橋本功 はい。これ、どこからも漏えいはしてないということあれば、まず、マスコミは書けるはずがありません。新聞に載せるわけにはいかないんですよ。村長今言われましたけれども、必ずどこかで漏えいをしていると思うんです。しかも村長言われましたね。マスコミの方にですね、詳しいですね。それ詳しいですねとこれはどういうことかっていう。ですね。お話ではありません。詳しいですねということは何かがあったのかなと思うわけです。そして誰も責任を取らない。いやこうですよっていう。そんなですねでたらめなお話がありますか。1議員はもう辞職してるんです。責任をとられているんですよ。行政は何にも責任を取らない。そんなことは許されるものじゃありません。ちゃんとしたことをですね、伝えていただきたいと思うんです。これが1番大事なことなんですよ。もう1人の議員をなくしてしまったんです。村長再度お尋ねします。責任はとられないんですか。ただそのままでいかれるんでしょうか。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 質問ですのでお答えしますけれども、まず納税というのはこれは国民の義務でありますので、納税することが当然でございます。それと、繰り返しになりますけれども、漏えいはしておりません。取材をされて記事になったとということでございます。以上です。

○山室昭憲議長 橋本議員。

○12番橋本功 はい、

○山室昭憲議長 5回目ですので最後にしてください。お願いいたします。

○12番橋本功 議長これは納得いかないから質問をしてるんです。こんなことがですね通るわけやない。それでですね。村長。もう一度ですね、職員の研修など、徹底したことをお願いしたいと思います。こういうことがですね、絶対起こらないようにですね、よろしくお願いいたします。以上で終わります。ここで休憩をとりたいと思います。はい。再開は30分。11時30分に再開をいたします。

-----○-----

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

-----○-----

○山室昭憲議長 再開いたします。11番、笠野眞喜議員の質問を許可します。

○11番笠野眞喜 お疲れさまです。議長のお許しがありましたので、通告書に従い、通告書に従い、質問させていただきます。今期、16回目の最後の質問になります。今回の質問ですけども、先輩議員から、立野ダムのことを引継ぎまして、どうしても、最後質問したくなりまして御質問させていただきます。1～3はちょっと関連しますので、答弁のほうよろしくお願いいたします。質問は簡潔にしますので、答弁のほうは、建設的に、分かりやすく、よろしくお願いいたします。リムトンネルの利活用の質問ですが、令和元年12月の議会で、ダムの利活用とダム周辺整備計画で、ということで質問をしています。そのとき村長の答弁が、ダム完成後は、穴あきダムの特性を生かし、ダム上流でのカヌー、ボートの川遊びダム壁面を利用したクライミング、ボルダリングなど、体験型観光の展開を仮設備ヤードは観光の拠点となる災害避難拠点として利用することを検討している。さらに、リムトンネルを活用した特産品開発をし、農業振興にも活用したい。このとき、村長は、キノコ狩りをしたり、白うどを作ったりとかいう提案もされております。また周辺設備計画では、村長は、周辺施設は南阿蘇村地域整備計画に含まれている。現在の工事工程見据えながら、改めて、整備スケジュール等を見直すことが必要になる。ダム工事事務所が整備する管理施設や資材展示の計画と調整を図りながら、仮設備ヤード跡地に設置予定の避難所機能を備えた多目的施設、ダム駅も2022年度までに、基本計画を策定し、整備の方向を定め、とされております。また昨年3月の議会で、立野ダム周辺整備、について私が質問しております。4項目ほど、質問しております。仮設備ヤード用地は村へ跡地返還を伴う造成計画、現在協議している南阿蘇地域整備計画、多目的、多目的記念館とスポーツ広場の計画があり、仮設備ヤード整備基本計画をもとに、来年度に設計を行う。また令和7年度から工事着手を計画している。2番目に立野憩いの家は、今後活用

検討中、産業観光課及び健康推進課で協議を行う。立野憩いの家と仮設備ヤードは位置的にも非常に近く、連絡通路の整備も計画している。3番目が、令和2年6月29日の南阿蘇鉄道株式会社取締役会で、全線再開以後引き続き協議していく。ダム駅用地は南阿蘇鉄道株式会社に、駅設置可能区域を確認し立野ダム工事事務所に駅用地確保の要望をしている。4番目が、現在、旧立野小学校は、地域住民の防災拠点避難所として活用している。立野ダムと旧立野小学校との連携は、ダム完成後、立野ダム工事・・・、準備室が、ダム本体横の管理事務所に移設が計画されている。今後、立野ダムと旧立野小学校の二つをどう連携するか、計画は今のところないと答弁されております。来年3月には交流施設も完成し、多くの観光客も来られると思います。・・・の活用ができていればですよ。ワインとか、私たちがつくってる酒、焼酎を寝かせた販売、村長が言われました。キノコ狩りとかうど収穫体験も、ひょっとしたらできたかもしれません。完成後も1年たっております。リムトンネルの活用については、ダム工事事務所の所長がいつもこう話せておりました。ダムができれば何も使わないと言われてたのは村長も、御存じだと思います。なぜそのときに、工事事務所長とリムトンネルの活用の仮契約なり覚書なり、されなかったのかもお尋ねいたします。次はもう4番に移ります。ただいま鮎返りの滝散策路整備と足湯をつくられておりますが、3月には完成すると思っておりますが、散策路ができて、上の駐車場などの整備が、今の状態ではされないのじゃないかと思っております。また、駐車場、現在の駐車場は個人の土地になっておりますが、その辺りの、駐車場されるならば、事前協議をしてあるのか。またこれから、されるのか、駐車場などはどうされるのかをお尋ねいたします。5番はかわまちづくりの計画でされるものと思っておりますが、つい先月まで立野峡谷から鮎返り滝までの紅葉はすばらしく、橋のたもとには、カメラを持った観光客でいっぱいでした。春の桜もいいんですけども、新緑や秋の紅葉狩りで、観光客を増やせるという思いはありませんでしょうか。立野峡谷周辺整備については、についてもまた、お答えをお願いいたします。6番目、地域整備計画の残工事の質問ですが、基金も交流施設整備でなくなると思いますが、残りの費用は、国土交通省や県にお願いして、継続されるのか。また、かわまちづくり等でも、協議されるのかもお尋ねいたします。これで質問を終わります。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ただいまの御質問にお答えする前にですね、先ほど間違いがございましたので修正をしたい、しておきます。橋本議員の質問で、ふるさと納税のですね、寄附金額のところで、1億3,600万円が60.2%と申したそうございまして、50.2%の間違いでございました。訂正しておわびを申し上げます。それから、それでは早速ですが、立野ダム、笠野議員の思い入

れの強い、立野ダムでございましたので丁寧にお答えしたいと思います。まず質問1につきまして、ダムのリムトンネル、横方向にトンネルがございますけれどもその利活用は、現時点ではどうなっているかということでございまして、現在右岸側、右岸側というのは下流、下流方向を見て右側でございますが、その上段にありますリムトンネルは、御存じのように南阿蘇の赤ワインであります。レッドカウ、これを保管をしております。かぎつき保管庫にて、試験保管を行っているということでございまして、味につきましてはですね、保管をして、1年保管をしておりますワインもなかなかいい味になっているというふうに思っております。ただしトンネルの入り口部分のですね、立入り防止装置措置が簡易なものでありまして保管面でちょっと不十分と状態となっておりますので今後改善が必要かと思っております。熊本河川国道事務所によりまして、今年度末までに、トンネル内の照明設置とトンネル入り口の施錠可能な扉の設置、を予定されていることから、今後も温度とか湿度、この様子を見ながら、保管に適しているか。できれば、保管そこでワインを保管してまいりたいと考えております。なお熊本河川国道事務所では、他の直轄ダムの事例などと同様に保管を行う場合は、保管環境の観察結果の考慮しながら、熊本河川国道事務所等活用について、協議をしてみたいと思っております。リムトンネルとの利用、利活用につきましては、先ほど御提案がありましたように、利活用協定等をこれから結んでですねしっかりと活用できるように進められ、進めればと考えております。それから、2番目の建設中の施設の運用計画についてということでございまして、現在建設中の多目的記念館は2月中の完成を予定し、今整備を行っている途中であります。管理運営につきましては令和7年度に計画しています、隣接する広場、隣の広場の工事が完了するまでは村管理として運用をしたいと考えております。活用計画としましては、デジタルサイネージ、電子、掲示板といえますか、電子の看板を活用した観光案内、それから防災情報を提供してまいりたいと考えております。また、阿蘇立野ダムや、旧立野小学校の火山博物館、震災ミュージアムキオクとも連携をしながら、周遊観光ができるような施設として利活用ができるようにやってまいりたいと考えております。また定期的にキッチンカー、マルシェとか農産物の販売などを行いまして、県内外に認知されていくような施設、そうした施設になりますように宣伝も行ってまいりたいと考えております。将来的には隣接する広場の整備や阿蘇立野ダム周辺かわまちづくりによる河川を活用したアクティビティと多目的記念館、これを中心に運用していくこととなります。立野地区、及び周辺施設のにぎわいを図りながら、施設の施設を有効に活用しまして地地域振興にもつなげていきたいと考えております。3番目がですね立野憩いの家はどうか、立野憩いの家の質問であり

ますが、例えば、立野区にあります長陽憩いの家は、令和6年3月までは、立野区の公民館として4年間利用されてきました。立野区の、この公民館が新築いたしましたので、現在は休館をしております。長陽憩いの家は温泉施設であることから、電気代、浄化槽費用などの維持費が年間100万円を超えることから、電気水道などを休止しているというのが現状でございます。また建物の下に水道がありますけれども、漏水をしております、その漏水箇所がどこか特定できないというのが現状であります。施設の方向性がまだ定まっておられないので、地元地区の区長さんをはじめ、地元の方々との意見を伺いながら、今後、どのような活用がいいのかをしっかりと協議をしてみたいと考えております。次に、4番目の鮎帰り滝鮎返りの滝付近で散策路の本仮設の整備と足湯整備がされているが、村として、駐車場の整備などの計画はあるのかについてお答えいたします。御存じのとおり熊本地震後に、鮎返りの滝への白川、河床への、河床への通路は一部崩落箇所や不安定な岩があることから、通路入り口は鍵付き、門扉、鍵付きの扉にて管理されており、通常は誰でも進入できない管理でとなっております。小山旅館の泉源管理や、阿蘇立野ダムの環境調査で、時々この出入りが行われているようでございます。河川国道事務所によりますと、河床部の監視や、維持管理通路が必要なことから、仮設通路から現在仮設通路でありますけれども、一部本通路としまして施工中でありまして、年度内の完了を予定をされております。また、あわせまして、以前、栃の木栃の木の大壮年会、というのがありましてそれにより、川の下に大きな石がありますけれども、その大きな石にあります自然の穴、くぼみがありますがそれを活用した足湯が大雨で白川の水が上がった、上がるたびに、湯を引くこの区間が破損したり、あるいはその足湯の掃除も必要となりますことから、管理道路に近い位置に足湯たまり場をつくってもらうことに御協力を頂いております。この足湯の活用につきましては、管理通路の運用に準じた取扱いになることと思っておりますので、引き続き、熊本河川国道事務所と、観光客の足場活用について、協議を行ってまいります。質問にあります駐車場の整備につきましては、これは、こちらの用地が小山旅館の私有地となりなっております、村のによる駐車場の整備計画は現在はありません。しかしながら、小山旅館との方と連絡をとりながら、あそこがうまく活用できないか、協議を行ってみたいと考えております。次が5番目になります。かわまちづくりで整備されるされると下の管理ロードで管理道路で提案した植栽、はされるのかをお尋ねのをお答えしますと、今月かわまちづくり検討部会におきまして、長陽大橋の下まで現地のおよびの様子を確認に行く計画となっておりますので、御質問にあります植栽の御提案も部会委員の皆様、そこで共有をし、協議をしてみたいと考えております。ただし、植栽後は、しばらくは下草刈りなど、管理が不可

欠となりまして、継続的な管理が可能か、このことにつきましてもかわまちづくり検討部会や熊本河川国道事務所と協議を行ってまいります。最後の6番目になります。阿蘇立野ダム地域整備計画の残工事、今後はどうされるのかという質問でございまして、御質問の残工事でございますけれども、スポーツ広場の整備は、現在、行っております多目的記念館の隣に来年度、整備工事を計画をしております。現在実施設計を行っているところでございまして、方向性としましては、スポーツ広場の中に子どもが遊べるような遊具の設置、を行っております。遊具の設置といいますのは、規模感で申しますと、西原の総合体育館にございます、の横にございますが、あの程度を想像していただければいいかなと思いますけれども、子どもが遊べるような遊具を設置しまして、地域内の人たちが交流できるような場所にしたいと考えております。また熊本県施行の大畑側護岸整備につきましましては、引き続き、阿蘇振興、阿蘇地域振興局へ要望をしていくこととしております。ダムを実施しております植樹活動の実生の森、実生の森といいますのは、そこにもともと生えていた木の種を植えていくという取組ですけれども、もう実生の森の取組につきましましては、今年度中におおむね苗木、植栽を完了する予定でございまして、また、仮称の断層歩道の整備については、河床にあります断層、この歩道の整備につきましましては、熊本河川国道事務所にて管理用道路として整備を予定されているため、先ほど答弁しました。かわまちづくりにおける利活用とあわせまして、これを整備できるように、今現在調整を図っているところでございます。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議 笠野議員。

○11番笠野眞喜 はい、前向きな答弁ありがとうございました。私も何でこう何回も何回もこう、質問して、さっき河内議員が言われましたように、途中報告が今まで1回もなかったですよ。私が今期16回目を質問しております。して、村づくりとかそういうダム関係、これは毎年こう説明、質問しております。ダム管理、この4年間ですよ。3回、TSMC、有機農業、図書室、子ども公園、SDGS、不登校問題、外国人との交流、母子生活支援などいろんなことを質問してきましたけども、一向に、何の進展もなかったというか、それが非常に残念に思っております。もう私もほとんどこう提案型でやってきておりまして、こういうのだったらどうですかどうですか。やっぱりこう、そのとき、これはできない、これは何年先にできるとかこう、はっきりした答弁が欲しかったと思います。私も村長も来年2月選挙になりますけど、今選挙のお願いに行ってもですね、また4年間のうち何ばしたかいと一般質問でなんばしたかい、何ができたかいて選挙のときばかりお願いにくんなって言われる状況なんですよ。こうやって16回も質問しとって、できたのもあります。

教育委員会の倒木問題とか学校施設問題、子育ての久木野保育園の安全通路の整備とか、図書室L O O Pみなみあそのミニ公園とかいろいろなこう、できたのもありますけども、ほとんどができておりません。この前の、子育ての会議でも1番アンケートで1番多かったのは、さっき村長は子ども公園つくるって言いますけども、子ども広場、子ども公園、この要望が1番多かったんです。だから、やっぱ私が村づくりでずっと言ってきたのは、村長が言われる3Kを実行するためにはやっぱり、そういうアンケートとかを大事にしてですね、本当の村づくり、今こうすれば、あと何か月かありませんけども、そういうことを考えながら、今後も村長やっていくのかをお聞きして最後の質問といたします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 はい、お答えいたします途中の報告が全くないというのはですね、全くないということはございませんので、適宜報告はしてございました。それと要望等も、これも全くやってないということではなくてですね、できる限り、お答えしたいということで、そういう姿勢でできることはやってきたつもりでございます。それこそ村長。最後は何とおっしゃいました。あのですね、それにつきましてはですね1番最後に坂田議員の進退という、質問がありますそのときにお答えしたいと思います。よろしくお願いします。

○山室昭憲議長 笠野眞喜議員の質問を終わります。ここで暫時休憩いたします。再開は13時、13時ちょうど。よろしくお願いします。

-----○-----

午前11時45分 休憩

午後13時00分 再開

-----○-----

○山室昭憲議長 再開します。7番今村竜喜議員の質問を許可します。

○7番今村竜喜 7番今村です。議長の許可がおりましたので、一般質問を行います。今回の質問は通告書にありますとおり、スーパーマーケットの村内立地についてであります。昨年12月に村内で営業されていた、主に日常必要とする食料品を取り扱っていたスーパーが閉店し、多くの村民が隣接する市町村にて買物をされております。新聞報道では、6月12日に、トライアル進出への協議との見いだしで、スーパートライアルを展開するトライアルカンパニーと村内への立地に向けて協議していることを明らかにし、場所は役場周辺を検討しているとありました。用地取得の詳細や店舗の規模、規模などは決まっておらず、役場周辺は農業振興地域のため、農振除外申請や農地転用申請を必要とします。6月10日に開催した第2回議会、定例会に排水設備や店舗位置の基本計画策定などの費用1,600万円の令和6年度一般会計補正予算案

が提出され可決されております。その後、村民の関心度は高く、多くの村民やまた村外の方からも質問を受けますが、その後の候補地選定や進捗状況について、執行部より、詳しい報告は受けておりません。吉良村長は以前からスーパー建設を求める住民の声が強かった。できる限り早く開業できるよう村も迅速に動くと話されています。トライアルカンパニーは県内では来年1月31日に上町郡益城町に益城台店、3月には県北の荒尾市に荒尾店を新設されるとのこと。また、県外に向けても事業が進められています。半導体、世界的半導体生産メーカーTSMCの企業進出に伴う移住者や関連企業の誘致などで、どのくらい本村の住民が増えたのか。大津町、菊陽町の近隣市などでは、農地や山林は少なくなり、住宅地に変わりつつあります。諸問題も増えつつあると聞きますが、近隣町村では、人口増加は確実に進んでおります。そこで、単に場所を提供するだけでなく、商業施設の進出となれば、集客のため、交通量の多い、道路沿いに面した場所を企業側として望まれるのではないのでしょうか。具体的にどこまで、トライアルカンパニーと協議が進んでいるのか。企業誘致、基本計画策定業務委託費用1,600万円も、村として先行投資という形になります。財政厳しい折、その支出においては、結果が伴うよう執行願いたいと思います。計画が進んでいく中では、地域住民への説明会や地権者との交渉、商工に関する機関との調整や説明、も含まれると思います。店舗面積が1,000平方メートルを超える場合、新しく店舗を構えるには出店する企業は、大規模小売店、小売店舗立地法による新設の届出が都道府県に行く必要があります。商業施設新設に伴う店舗市の基本計画策定や、農業委員会を經由する書類提出の工程表など、振興計画を記したものなど資料として、添付できるものがあれば提示頂くと分かりやすいと思いますが、答弁をよろしく願います。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ただいまのスーパーマーケットの村内立地についてという質問にお答えをいたします。御質問の通りにありましたように村民のスーパーマーケットの位置にはとても関心が高いと日に日に設置の要望が強まっているということは十分認識をしております。今説明がございましたように、調査費をですね、1,600万の調査費を可決を頂きましてありがとうございます。その調査費の可決を受けまして、現在委託業務で行っております、企業誘致基本計画策定業務という業務をですね、日本工営都市空間株式会社九州支社と言いますけれども、そこをお願いをして、1,210万円、1,210万円の契約で契約を締結しまして、現在、調査をしております。役場の北側、下西原地区約4.6ヘクタールを中心に、農村地域の産業導入等に関する法律に沿った基本計画策定に向けまして、現在、周辺の排水状況等の調査を行い、計画図の

策定を依頼をしているところでございます。この基本計画を策定した後に、来年度になりますけれども、農業委員会への申請等の手続、事務手続を行うこととしております。この9月の議会におきまして工場等設置奨励条例を改定をいたしております、それまでは企業誘致は製造業に限るということでございましたけれども、商業施設も含むというふうに改正を行いまして、トライアルとの交渉を有利に進めたいということで今、進めております。基本計画には、店舗の位置や排水計画等が必要でありまして、今回の導入を計画している産業及び小売業、による地元からの雇用計画などを基本計画に反映することとされております。おりまして小売業の店舗の位置、あるいは規模などを協議を進めているところでございます。議員がおっしゃいましたように、農地転用のこともございますし、また大店舗法、いわゆる熊本県への申請手続などにも時間が要すると思っております。その後用地交渉、あるいはまた地元への説明会等も開いていかなければなりません。しかしながら、要望が強いということは、本当に深く受け止めておりますので、スピード感を持って、早期の改定に向けて全力で努力したいと考えております。以上です。

○山室昭憲議長 今村議員。

○7番今村竜喜 今答弁といえますか計画を口頭で、初めてこう、明るみに出た内容ではないかというふうに私は聞きました。しかしながら、それを今、そういう、日本工営企業さんですかね、そこらあたりをお願いした中での提案であるというふうに思います。基本的に行政側がこれを準備していくのか、民間が進出するとして事業を進めていくのかという部分においてはですね、いろいろこれは考えなければならない部分でもあるかなというふうに私は思います。9月に条例改正もされたときに私も質問させていただいたと思っておりますが、取りあえずそういうふうな内容で商業についてはまた別途条例については、出し直すという形でありましたので、あの時はあえて確認をさせていただいたような形で私は質問しておりますので、多分今の話ではトライアルの件も含むというふうに言われたので、あの時は多分分かれておりましたのでその分はもう1回確認されたらいいんじゃないかと思っております。事業の進捗状況等にもよりますけれども、村長が示しているもう役場周辺っていうのはもう、昭和45年、4年、そこらあたりにされた事業であってですね、ここの西原地区と栃の木原の地区がですね主にこう、農地への構造改革といいますか農地の区画整理がされたところでもあります。もちろん農業振興地域でありますので、転用手続とかにはですね、時間はかかる。ふだんは5年に1度の見直しがございますので、順調な時間をとっていけばそのくらいになるんじゃないかと思っております。そのほかに村有地においてもうちよつと利便性が高くてすぐ使えるようなところはないかというような、ことも検討された

かなというふうに私は考えておるところです。例えばですね、公共施設の利活用ということでいきますと今、久木野の旧久木野庁舎はL O O Pみなみあそというようなことで図書施設が入っておりますし、白水庁舎においても一部は取壊しを行いました、健康保健センターということで機能しております。残っておりますけども、旧長陽庁舎がですね、活用とかいうのは何か頭なかったかなというふうに思っております。建物もですね、あのまま使用できるとは思っておりませんが、熊本地震の復旧工事の拠点として、平成29年4月から、新阿蘇大橋などを国直轄事業を手がけられた、復興事務所、それから地震復興対策研究室として、令和4年3月まで利用されました。そのとき、国土交通省は耐震補強工事をされております。約100台ほど停められる駐車場も目の前に旧役場の駐車場ですけどありますし、ふだんは中学生の送迎などで、朝夕はと今スクールバスの運行してるんですけども、自宅送迎の方の車がですね、かなり多く、朝夕は行き来をしております。人が集まる場所では平日でも需要が見込めると思いますし、ましては、週末になりますとあそこはツインアリーナ、体育館が二つありますし、そういったことで体育館の利用者やグラウンドでの野球練習試合、そういったときには多くの方があそこにおいでしております。取りあえず村として何か場所を提供してですね、テストショップとして新しい取組という形で提案されてみるのもよかったんじゃないかというふうに私は思います。単なるスーパー進出だけでなく、トライアルグループは、旅館の所有、運営、それからゴルフ場の保有、また運営も行うリゾート事業に、事業規模拡大のため、令和6年2月から、2月からですね株式取得により、こういうゴルフ場が1か所から3か所に増えております。その中に、本格的なゴルフ場というようなことで、本村に分かっておりますけども、東急不動産に変わって事業を継承されております。村としてはトライアルさんとそういったことで何度か協議をされておると思いますけども、ゴルフ場として利用されている土地は、入会権のある部分もあります。関係する三つの川後田、喜多、栃の木の区に対しては、事業形成をされて10か月ほども経過しておりますが、いろいろ賃貸料関係についても協議をなされる、3年ごとぐらいに協議をされておるんですけども、そういった機会もやってくると思いますけども関係者等、一同に会した機会はございません。個人的な考えですが新たに村内に事業個拠点を構えられたということで、今後村の商工、観光事業推進にも大きく携わってくると思います。そのような中、要望を踏まえて、意見交換をする中で、相手方に対し、何とか小売り店舗の進出、出店はできないかと地元住民として私どもの声で要望しようと考えておりました。そのような意見をそのような意見として出たものをですね、村としては仲介に入って事業の成功を探るというスタンスでもよかったのではないかと思います。まずあるものを活

用し、公共施設の利活用という観点から一考できないものでしょうか。大きな店舗が動くとなりますと、上水道の件、それからもちろん今度は排水も出てきますし、店舗ですから、車の乗り入れ等もあります。騒音、ごみの問題いっぱい出てくると思いますので、まず、今までやられたことがないようなことをここで、せっかく村にゴルフ場のリゾート事業でも入ってこられたわけですので、少しでも一つの関わりを増やすという点ではですね、公共施設の利活用というところも考えられないか、村長の考えを伺います。

○山室昭憲議長　ここで村長の答弁の前に答弁席のマイクの調整をいたしますので、暫時休憩いたします。

-----○-----

午後13時15分　休憩

午後13時16分　再開

-----○-----

○吉良清一村長　ただいまの質問にお答えします。まず役場周辺を、がなぜ、適地というふうに今動いているのかと言いますと、多くの方が役場には来られるという点が一つ。それから、郵便局の近くにある、最も大きな理由がですね、乗合タクシーが公共施設であれば半額でくれるということが最も大きいかと思えます。これから買物弱者が増えるのはもう確実でありますので、乗合タクシー等で買物に行けるということにするためには、これ役場の近くであればもう半額でありますので、やはり役場の近くがいいというふうな判断で今動いております。それと公共施設がございまして、それぞれで有効に使う方法も考えないといけません。また、壊すべきは壊すということもしてやっていかなければなりませんので、そこら辺は費用対効果も含め、将来性も考えまして、慎重に考えていきたいと思っております。以上です。

○山室昭憲議長　今村議員。

○7番今村竜喜　今の乗合タクシーを利用するのに便利がいいからというのが最大1番の即答の返事でしたけども、そうすると本当公共交通機関を使おうと思うならば駅周辺とかも考えられると思うわけですけども、基本的に役場に来庁される要するに村民が来られる。っていう部分が多いと、そのタクシーを利用するのがいいという部分ですが、実際買物に買物だけで来られるってなるとまたそれは、的が違うんじゃないかなと私は思います。実際やっぱり人が動きよるところ、南阿蘇村でいえば、あそ望の郷あたりは何もしなくても人が集まってくるぐらい、ありますけども今、やはり道路に面したところっていうのがやはり潜在的に利益を上げる、もし自分が企業ならばそういったところを目指すんじゃないかというふうに思っておりますし、また今、先に答弁頂いた中で、4.6ヘクタールというすごい規模の面積まで出てますけども、実

際問題それだけの面積も本当は要るのか要らないのかとか、もう少しそこら辺に至るまでの、本当は協議というのが必要じゃないかと思っております。なかなかこう空いてるものを使うという簡単なことではないと思いますけども、先ほど言いましたようにトライアルさんがこちらにこられて、今事業を始められて1か月ほどなりますので、そういったことで少しでも何かこう、その恩恵といいますか、そういったものが受けられるところが一つの題材としてないかということだったんですが、まずは1番先に新聞いきなりこう記事が出たことからがですね事の発端ですので、もう少しやはりこう新聞記事に乗る前、要するに記者会見なり発表される場合には、もう少し事業をしっかりと担当者と煮詰めていただいてですね、やっぱりやっていたかかないと、この事業については、果たしてうまくいくのだろうかという不安がほうが私はよぎっております。村長には以前にもですねいろいろ質問や会議の場でも申し上げたと思っておりますが、何事も議会に対しても説明がちょっと少ないんじゃないかなというふうに思っておりますし、いきなりこう、決まったことで決定事項となり驚くことが多々ございます。1人でも多くの理解者をやっぱり求めるといふことであれば、事業立案に対する意見聴取も含めて会議にやっぱり付すべきだと思います。村内においてですね日常商品を取り扱う商業施設の進出は、やはりこう、生活に関することであるので、村民の関心も高く期待されております。もう1回だけちょっと伺いますがやはりその場所でないといけないのかという、何かそこに固定したものがあるんでしょうか。お願いいたします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 固定したものというか、そこでなければならぬという何かそうした、固定したといいますか、必ずといいますか、そういう理由はありません。役場の近くが1番適地ではなかろうかということで進めているところでございます。

○山室昭憲議長 今村委員。

○7番今村竜喜 はい。もう何度聞いても同じ答えしか返ってこないかなと思っておりますので、やはりこう、候補地の策定とかですね、いろんな皆さん方の意見、それから希望、要望、今まであったところの場所の立地具合、いろいろそこら辺も含めてですねやはり次のものは見つけるべきだろうと思っておりますし今やっておられることがですね、1,600万円の経費をかけてやっております。1,200万円と言われましたかね。いずれにしても経費がかかっておりますのでその中でしっかりとした方向性を出していただきたいと思っております。あくまでも私どもは敵ではございません。パートナーとしてに認識をしていただきたいと思っておりますし、いろんな意見で是々非々あるか

と思います。村民の福祉の向上につながるよう、早期に進めていかなければならないというふうに考えております。私たちももう1期4年間、最後の定例会となりましたけども、最後に村執行部の要望というものを申し上げましてですね、一般質問を終わりたいと思います。

○山室昭憲議長 7番、今村竜喜議員の質問を終わります。1番、辰巳和美議員の質問を許可します。

○1番辰巳和美 1番辰巳です。議長の許可を頂きましたので、質問をいたします。今回本村は、持続可能自治体に選ばれました。今後の本村において女性が活躍できるための施策を伺います。今年10月21日、阿蘇市町村議会議員研修を受け、また女性議員の会で、10月5日パレアにて、熊本大学の伊藤先生にも同様の講演を頂きました。地方創生の始まり、男女共同参画、地方自治体の地方自治体の現在という題目でした。また、地方議員の成り手成り手不足についても、お話をされました。持続可能自治体とは、国勢調査で出産に着目した女性の指標で決まることを学びました。本村は、若年女性が増加に至った経緯に、技能実習生学生や企業農家等の働き手として外国からこられた女性の増加が影響しているのではないかと考えられます。純粋に喜び得る状況ではないのではないのでしょうか。1985年、国連の女子差別撤廃条約の制定以降が男女共同参画のタイミングポイントとなっております。世の中の半数以上が女性ですが、指導的地位に占める女性の割合は男性より低いのが現状です。少子高齢化、人口減少、村の活気、地域のさまざまな課題に取り組む際に、女性の視点や意見を取り入れる、十分な場がないため、意見が多様になりません。また、里帰り出産で帰村されても、出産ができる病院が遠いという課題もあります。固定、固定的性別のや役割分担の意識改革も必要ではないのでしょうか。若年女性に限らず、女性がもっと活躍できる、ための取組をお伺いします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ただいまの男女共同参画についての御質問にお答えをいたします。質問の要旨であります。今後も村における女性が活躍できるための政策の考えを問うについてでございますけれども、議員の質問の中にもありましたけれども、民間がつくれます。人口戦略会議で今年4月に日本の地域別将来推計人口に基づきまして人口から、見た全国の地方自治体の継続可能性について分析が行われました結果、若年女性、これは20歳から39歳まででございますが、若年女性の人口減少率、これが本村が低く、将来的に将来的に人口減少や、経済的困難に直面しても、自立して、持続可能な形で存続できるということで評価され大変うれしく思っております。評価にあたり、この評価された要因として、いろいろ考えられ、考えられますのが考えられますが、三つほ

ど、ここでは申し上げたいと思いますが、まず農業の担い手支援、これが大きいのではと思います。農業みらい公社の設立や地域おこし協力隊の活用におきましても、女性の積極的な配置で、農業分野での担い手を育成しているところがございます。次に、移住支援でございまして、移住に関しましては、移住前に情報を提供するという、ことに心がけております。移住の手引を作成したり、また南阿蘇くらしノートというの、つくりまして、情報を提供しております。これがスムーズな移住につながっているものと考えます。それとまたお試し移住体験施設、これも整備したり、とにかく移住、移住しやすいという環境をつくりまして、積極的に受け入れる、環境を整えたということがあると思います。それともう一つが子育ての支援です。出産祝い金の支給、高校生までの医療費の無償化、学校給食の半額補助、など、十分とは言えないかもしれませんが、子育て世帯への支援は充実をさせてきているつもりでございまして。これらの取組によりまして、本村は持続可能な社会、地域社会を目指して、地域の活性化を図っているところであります。また村では、女性が活躍できる施策として村内に熊本県の認定を受けた農業女性アドバイザー、これが6名、おりまして、農業女性社の活動を促進しております。女性の視点を生かした農業農村の振興発展を目的に活動しておりまして、農村女性の社会参画の推進、家族協定の推進、青年農業者への相談活動、地域農業振興への貢献などを行っております。また、広報紙によりまして、人権に関わるコーナーに、男女共同参画に関する記事を掲載し、広く村民に周知するとともに、令和5年3月には南阿蘇村第三次男女共同参画推進、基本計画、これを策定しまして、概要版を、村内全戸に配布しております。今後におきましても、女性に選ばれ、女性の活躍を支援できる村づくりをさらに進めたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 辰巳議員。

○1番辰巳和美 1番辰巳です。本村のさまざまな取組は今後も多岐にわたり継続していかなければならないと思います。また、本議会においても女性は私が1人であり、私の考えが女性の総意ではありません。次期選挙においても、願うことは私を含め、女性の方がおられることを望みます。多様な意見や考え方を取り入れるためにも、随時内容を精査し、情報の共有をしながら、議会と執行部が両輪で歩みつつ、もっと女性の視点を取り入れ、活躍できる村になっていくことを望みます。これで質問を終わります。

○山室昭憲議長 以上で1番辰巳和美議員の質問を終わります。

-----○-----

○山室昭憲議長 3番、坂田正也議員の質問を許可します。

○3番坂田正也 3番坂田です。議長の許可を頂きましたので、一般質問をいた

します。議長私から2問ありますので一問一答方式でお願いします。

○山室昭憲議長 許可します。

○3番坂田正也 はい、ありがとうございます。では、一つ目に、私は、村内の宅地開発について質問します。まず、開発行為の基準についてお尋ねします。村の自然環境保全条例の第2項の3項に、事業者は、自己の責任において必要な措置を講ずるとともに、村の環境保全に関する施策に協力しなければならないとあります。そして次に、公共公益施設等の整備についてお尋ねします。1、開発区域内に消防水利施設等の設置を求めているか。2、開発区域内にごみステーションの設置を求めているか。3、簡易水道を利用する場合、計画時に給水量等を求めているか。4、盛土規正法により危険か所がないか調査把握しているか。以上をお尋ねします。お願いします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ただいまの村内の宅地開発についてお答えをいたします。まず、開発行為の基準についてでございますが、本村において開発行為を行う際には、複数の法律や地域指定を踏まえた適地、適切な対応が必要となります。具体的には、森林法、それから農地法、農業振興地域整備法、砂防法、自然公園法などさまざまな法律が関係してございまして、それぞれの法律に基づき、山林農地砂防地域、国立公園特別地域などの指定地においては、許可、開発許可や農地転用許可など、事前に許可を得る必要がある場合がございます。また、特に指定がない宅地や雑種地、山林においては、1万平方メートル、1ヘクタールですけれども、これを超える大規模な開発行為につきましては、都市計画法に基づき、県の許可が必要となります。ただし、小規模な開発につきましては許可をようせず、比較的自由に開発が可能となっております。さらに本村では、良好な景観の維持を目的としまして、景観条例や景観審査基準に基づき、建築物の配置や土地、区画の変更などに対して届出を求めています。景観条例は、開発行為そのものに対して規制を加えるというものではございませんで、主に建物の色彩や形状、これが周囲の景観を一時著しく損なう損なわないかどうかを審査することが目的となっております。これにより、地域の美観を守りつつ、適切な開発が進められるように努めております。また、景観保全条例では、事業者に対しまして、関係法令を遵守し、地域との調和を図った開発を行い、事業活動によって良好な環境を侵害しないよう、必要な措置を講ずる責務を果たして貸しております。責務を課しております。このため、大規模な開発に関し、関しましては、景観条例に基づき届出が行われる際に、周辺住民への理解を求め住民への住民の理解を得るよう求めています。引き続き、地域の特性に応じた適切な開発が行われますように、関係機関と連携を強化をいたしまして、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。次に質問

要旨の2についてでございますが、まず、開発区域内にごみステーションの設置の求めについては、家庭ごみの集積場所を確認することを、南阿蘇景観条例に基づいた南阿蘇村景観計画区域、景観計画区域における行為の届出書に留意事項として記載しております。また、分譲地及び賃貸物件等の事業者、事業者へは、ごみの出し方についての確認があったときに、ごみステーションの設置のお願いをしております。それと次に開発区域内に消防水利施設等の設置についてはという質問ですけれども、1ヘクタール以上の大規模開発行為に対する協議があった際には、熊本県知事の許可が必要となり、開発行為の中で、消防水利施設等の設置を求められることも場合によってはございます。また、村内では、個人住宅設置等の小規模開発については、消防水利施設等の消防水利施設等の設置は求めておりませんが、将来的に宅地が増加し、地区からの要望がございました場合は、検討してまいりたいと考えております。次に簡易水道を利用する場合ですけれども、計画時に給水量等の求めについては、水道事業において大規模な開発が行われる場合は、既存の給水対象にも大きな影響が生じ得るもしくは、給水自体が不可能である場合があるため、事前に予定最大給水量等の情報提示を求めており、南阿蘇村上水道事業給水条例のこの第6条に基づき、給水区域内において、開発行為等を行うものは、その給水方法費用負担、そして施設の維持管理等についてあらかじめ管理者と協議し、同意を求めなければならないと。こういうふうになっております。最後になりますけれども、盛土の規正法により危険か所がないか調査の把握についてでございますけれども、盛土規正法は土地の用途、この土地の用途は宅地、あるいは森林、あるいは農地、にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するものでありまして、熊本県では、来年4月1日から県内ほぼ全ての地域が指定をされます。指定区域内では、一定の規模の盛土や切土をする場合に、事前の届出と許可が必要になるということでございます。以上で答弁を終わります。

○山室昭憲議長 坂田議員。

○3番坂田正也 はい。3番坂田です。今詳しく説明を頂きました。これから先、将来のことを考えた場合、地方と都会の土地を土地の価格差はあっても、家の建築費用はさほど変わらないように思います。同じ予算で新たに家を構える場合、熊本市や菊陽町、大津町やその周辺で家を建てるより、この南阿蘇で安く土地を収得し、家を建てるという考えの人が増える可能性が多いと思います。開発業者があらかじめごみステーションや防火水槽、道路拡幅等の環境整備を行って分譲販売をすれば、開発業者はその分を販売価格に乗せればよいことであり、村が後からそれに関する用地交渉や整備に費やす労力、時間、費用の軽減にもつながり、その費用は、ほかの住民サービスの事業に、利用でき

るのではないかと考えます。今後、検討を切にお願いします。以上で、一つ目の質問を終わります。

○山室昭憲議長 坂田正也議員。

○3番坂田正也 次の質問いたします。次に、村長の今後の進退について質問します。村長は、誰もが住みたい、住み続けたい南阿蘇村の実現を目標とすると言われますが、まだたくさんの課題があります。今後の対策を伺い、また、次回の村長選挙の立候補についてどう考えているのかを伺います。お願いします。

○山室昭憲議長 吉良村長。

○吉良清一村長 ただいまの質問、村長の進退についてについてをの質問にお答えをいたします。結論から申しますと、次の村長選挙に立候補するというところでございます。少しお時間を頂きまして、今回立候補するに至った思いなどを説明をいたします。振り返ってみますと、村長に就任したのが、平成29年の3月でございまして、就任当時は熊本地震による混乱の真っただ中であり、仮設住宅の用地交渉やさまざまな復旧工事は緒についたばかりで、住民への説明会や国県への要望活動など目まぐるしく日々でありました。地震対応のさなか、これに追い打ちをかけたのが、新型コロナの流行でした。第1例目の感染者から数か月でパンデミックと呼ばれる世界的流行となり、令和5年5月に5類感染症に至るまでのおよそ4年間は、コロナに本労された機関でありました。このような混乱期を迎えながらも、新阿蘇大橋の開通、それから南阿蘇鉄道の全線運転再開など、復旧復興は順調に進みまして、村民の暮らしも何とか落ちつきを取戻しているところでございます。観光面でもおおむね地震前のにぎわいを回復しておりまして、最近では明るい話題も多くなってきていると考えているところです。本年4月には二つのうれしいニュースがありました。一つは、熊日新聞社が初めて実施した道の駅総選挙であそ望の郷くぎのが初代王者に選ばれたことです。そば道場移転や駐車場整備など、年次計画で進めておりまして、先送りにされていた会社統合問題も、社員の皆様の御理解により解決をすることができました。人気ナンバー1になりましたのも、社員をはじめ、関係者の皆様の御努力の賜物であると深く感謝を申し上げます。もう一つが、先ほどから質問の中にもありましたけれども、民間の有識者でつくる人口戦略会議の公表で、本村が自立持続可能性自治体となったことです。10年前の公表では消滅可能性自治体だった、だったのですけれども、さまざまな政策が功をそうしたことに加えまして、村民の皆様の御努力により大きく数字を数値を伸ばすことができました。若年女性の減少率は、熊本県内で最も少ない数値であり、しかも、前回、前回の調査で消滅可能で、今回が持続可能となったのは、全国1,729自治体のうちで僅か7団体7自治体

でありまして、もちろん県内では南阿蘇村だけでした。このような、このように明るい話題もありますけれども、村が抱える課題は依然として深刻であるということを忘れてはなりません。出生率の低下、交通弱者、買物弱者の増加、など、いわゆる超少子高齢社会を、克服するために対処していかなければなりませんし、農業面におきまして、担い手不足や荒廃地対策、鳥獣被害対策、加えて、水張りができない水田に対する支援策など課題は山積しています。さらに草原の維持再生は、県と阿蘇郡市7市町村が進める世界農業遺産登録活動の面からも重大と考えます。足かせとならぬようにこれまで、できる限りの支援を行ってきましたが、村単独の施策だけでは限界を感じておりまして、国県への要望をさらに強めていきたいと考えております。他方財政面では、財政構造の弾力性を示す経済収支比率が一時期、県内ワーストワンでしたけれども、村有財産の整理や職員数の適正化などが構想し、改善傾向にはあります。けれども、財政健全化全般につきましてはまだまだ道半ばであります。また、近年の新たな取組でもあります。SDGs 未来都市認定やオーガニックヴィレッジ宣言におきまして、いよいよこれからがいよいよ本番と考えております。さらに、何と申しまして公営温泉施設の民営化です。隣接の三つの町村では、公営温泉が廃止となっておりますけれども、本村は一部を除きまして、廃止ではなく、継続を選択して進めております。この小さな村に温泉がどれだけあるのかと申しますと、お手元に、南阿蘇パンフレットお手元のパンフレット南阿蘇ロードマップというのが配付してあると思いますけれども、ロード傍聴席にも恐らく配布されておると思います。南阿蘇ロードマップという、パンフレットです。広げていただきまして、地図のですね、地図の下、下の段に、地図の下段に宿泊施設温泉施設という欄がございます。いろんな店の名前が書いてありますけれども、宿泊施設温泉施設欄がありますけれども、この施設の番号の左にですね、施設の番号の左に温泉のマークが記載されていることが分かりますけれども、温泉のマークを数えてみますとですね、16か所あります。これまだ漏れているのも幾つかありますけれども、16か所以上あることは間違いありません。ですから本村は水源も多いけれども温泉もたくさんあるという本当に水資源に恵まれた村であります。今後も村民だけではなく観光からも、観光客からも、温泉に行くなら南阿蘇村というそういうふうになるように、廃止ではなく、継続を推進してまいりたいと考えております。現在、瑠璃温泉が満床に乗り上げておりますけれども、早急の解決に向け、現在、温泉所有者と連携して全力で取り組んでまいります。最近、先ほど今村議員から質問がありましたけれども、最近村民の要望から最も多いのがスーパーマーケットの誘致であります。役場北側に用水や排水、また調整池などを調査しているところであり、先方との協議の協議の後に、農地転用と進みますが、面積

が広いところから転用などには時間を要すると思われま。多くの村民の皆様が待ち望んでおられますので、早期の開業に向け、全力で全力を尽くしてまいります。またスーパーマーケットの誘致に加えまして、農産物の加工工場、農産物の加工工場の誘致を計画しております。既に数社等前向きな交渉を行っているところでありまして、道の駅周辺の適地に製造、加工販売体験見学ができるような企業の誘致を実現したいと考えております。次に子育て支援の強化は引き続き行ってまいりますけれども、子どもの遊び場の要望がに対して十分にこたえ切れていないというのが現状であります。LOOPみなみあその屋内に遊びスペースを設置しまして、また、屋外にも小規模であります。遊具の遊具の設置を行います。さらに、先ほど笠野議員から質問がありましたとおりに答えましたとおり、立野ダム仮設ヤード跡地に来年度公園を整備しますけれども、ここに遊具を設置します。西原村の総合体育館横にある遊び場を想像していただければ結構かと思ひます。詳細につきましては、議会最終日の全員協議会で、御説明をしたいと考えております。これ、この場所とは別の場所にもな別の場所になりますが、道の駅あそ望の郷のドッグラン専用駐車場、ドッグラン専用駐車場の北側になりますけれども、ここに芝生広場、芝生広場を整備しますが、ここにもある程度の遊具を配置する計画であります。また、白川水源周辺の適地にも子どもの遊び場を兼ねた水辺公園を整備する方向で進めております。幾つかの具体策を申しましたが、これ以外の施策につきましては、これから作成しますマニフェストに掲載する予定であります。内容につきましては村の総合計画にあります。誰もが住みたい進みたい南阿蘇村の実現を踏襲をしまして、三つのKいわゆる環境、活力、暮らし、これを政策の柱として組立てたいと考えております。マニフェストが、村民の皆様判断材料となりますように、なるべく早くお示ししたいと考えております。最後まとめになりますけれども、これまでの2期は、震災対応とコロナ対策でそれに加えまして厳しい財政状況などが重なりました。思うような施策に取り組むことができませんでした。三セク統合や温泉民営化などによりまして、経費を節約することができましたので、残された施策を実現したいと考えております。村を活性化するには投資も必要であります。経済健全化に、財政健全化にブレーキがかからぬよう、節約等、投資、節約と投資をバランスよく進め、投資効果を十分に考慮して、さまざまな施策を進めてまいります。私の政治理念は、村政の基本は村民との対話である。でありまして、引き続き、村民の皆様との対話を大切に、明るく住みよい村づくりに努めてまいります。当選を果たすことができましたならば、誠心誠意、村の発展、村の振興発展のために死力を尽くす覚悟であります。最後になりますけれども、来年2月に南阿蘇村は合併して20周年を迎えます。1月19日には記念式典を行いますけれ

ども、熊本地震からの復興を祝い、さらなる飛躍を誓う式典になればと考えております。議員各位の御協力を切にお願いを申し上げまして、以上で答弁を終わります。次回の村長選挙に立候補するということを、表明しまして、答弁を終わります。以上です。

○山室昭憲議長 坂田議員。

○3番坂田正也 はい。3番坂田です。ただいま伺いました。大事なことは、村の環境であり、よい環境は産業支え活力を生みます。その活力は村民の暮らしを豊かにします。吉良村長。南阿蘇村を自立、持続可能性自治体としてよき方向へ前進されることを願って、私からの質問を終わります。以上です。

-----○-----

○山室昭憲議長 以上で、本定例会に付議されました。本日の日程は全て終了いたしました。12月、12日は、2常任委員会の合同常任委員会を開催いたします。執行部から提案されました案件について、十分な審査と13日の本会議に臨まれるようお願いをいたします。本日はこれにて散会いたします。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れでした。

-----○-----

午後13時53分 散会

第 2 号

12月13日 (金)

令和6年第4回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和6年12月13日(金)

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------------|
| 日程第1 | 承認第6号 | 専決処分事項の承認を求めることについて |
| 日程第2 | 議案第64号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第65号 | 南阿蘇村消防団条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第66号 | 南阿蘇村複合施設 LOOP みなみあそ条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第67号 | 南阿蘇村 ICT 交流センター設置条例等の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第68号 | 令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算(第5号)について |
| 日程第7 | 議案第69号 | 令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第8 | 議案第70号 | 令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第9 | 議案第71号 | 令和6年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第10 | 議案第72号 | 財産の処分について(ウイナス) |
| 日程第11 | 議案第73号 | 財産の処分について(四季の森) |
| 日程第12 | 議案第74号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第75号 | 財産の取得について |
| 日程第14 | | 閉会中の継続調査について |
- 閉会宣言

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	辰 巳 和 美	8番	丸 野 健一郎
2番	岡 智 則	9番	桐 原 純 男
3番	坂 田 正 也	10番	工 藤 保 雄
4番	河 内 克 也	11番	笠 野 眞 喜
5番	市 原 恵 一	12番	橋 本 功
6番		13番	後 藤 征 昭
7番	今 村 竜 喜	14番	山 室 昭 憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長 吉 良 清 一

副 村 長	児 玉 みどり
教 育 長	今 村 了 介
総 務 課 長	藤 本 哲 章
企画観光課長	野 口 幸 広
教育委員会事務局長	古 澤 太 介
建設 課 長	笠 功 祐
会 計 課 長	下 田 朱 美
健康推進課長	園 田 秀 也
農 政 課 長	今 村 洋 一
住民福祉課長	高 宮 喜美男
税 務 課 長	片 島 弘 幸
水・環境課長	今 村 隆 博
定住促進課長	梅 田 雄 治
子育て支援課長	吉 弘 泰 彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐 原 恵
議会事務局主幹	長 野 純 也

開会 午前10時00分



○山室昭憲議長 おはようございます。定足数満たしておりますので、ただいまから、本日の会議を開きます。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

おはようございます。よろしく申し上げます。着席をお願いします。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねます。発言される場合は、マスクを外し、マイクを使って、御発言をお願いします。会議中の携帯電話については、電源を切っていただくかマナーモードでお願いいたします。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。それでは、議案に沿って進めてまいります。



日程第1 承認第6号 専決処分事項の承認を求めること

○山室昭憲議長

日程第1、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は承認することに決定をいたしました。



日程第2 議案第64号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に、関する条例の制定

○山室昭憲議長 日程第2、議案第64号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に、関する条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は、原案どおり、可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第65号 南阿蘇村消防団条例の一部改正

○山室昭憲議長 日程第3、議案第65号、南阿蘇村消防団条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第66号 南阿蘇村複合施設L O O Pみなみあそ条例の一部改正

○山室昭憲議長 日程第4、議案第66号、南阿蘇村複合施設L O O Pみなみあそ条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第67号 南阿蘇村I C T交流センター設置条例等の一部改正

○山室昭憲議長 日程第5、議案第67号、南阿蘇村I C T交流センター設置条例等の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第68号 令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算第5号

○山室昭憲議長 日程第6、議案第68号、令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算第5号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑あり

ませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第69号 令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正
予算第2号

○山室昭憲議長 日程第7、議案第69号、令和6年度南阿蘇村国民健康保険特別会計補正予算第2号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

○山室昭憲議長 日程第8、議案第70号、令和6年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第3号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

○山室昭憲議長 日程第9、議案第71号、令和6年度南阿蘇村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第72号 財産の処分について、ウィナスを議題として質疑に入ります。

○山室昭憲議長 日程第10、議案第72号、財産の処分について、ウィナスを議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。まず、反対討論、ありませんか。続きまして、賛成討論ありませんか。はい。4番、河内克也議員。

○4番河内克也 はい。4番、河内です。この財産の処分は非常に重要な議案として認識しておりますので発言をいたします。議案第72号に賛成の立場での討論です。この議案については、9月の全員協議会から、昨日の合同常任委員会、そして委員会終了分の説明会まで、丁寧な説明を受けました。また、頂いた資料を自分で分析し、計画の内容、環境、景観面での不明な点は、会議中、また個人的に担当課にお聞きをしました。私は、3村合併後、偉大なる田舎南阿蘇村にふさわしい企業誘致は何かということはずっと考えていたときに、ウイスキー工場が来てくれたらという考え大げさですが夢がありました。計画にある温泉療法クリニック、地元雇用計画、特にウイスキー製造に関しては、村の豊かな水量、水質のよさを活用、たるは地元の南郷桧ヒノキで製作される計画もあり、今人気のジャパンニーズウイスキーシングルモルトのボトリング計画は楽しみです。計画は、自社の利益だけでなく、法人税等税収面での期待と、本村の観光経済波及効果や、環境保全への取組を通じ、地域社会活性化に貢献していく姿勢がうかがえます。結果私は、ウィナスを改修して、計画の温泉復活、宿泊施設の整備、新しいウイスキー上流所建設事業構想、計画は、村の発展につながる計画として評価し、賛成をいたします。早い温泉の再開を希望し、また今後、小さな課題は出てくるでしょうか。工場等誘致条例面での支援等、村もできることは協力し、是非成功に導くべきだと考えます。多くの皆様の賛同を期待いたします。以上、この議案の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○山室昭憲議長 ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 ほかに討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第73号 財産の処分について、四季の森温泉を議題

○山室昭憲議長 日程第11、議案第73号、財産の処分について、四季の森温泉を議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。まず反対討論。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○山室昭憲議長 ないですね。賛成討論、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○山室昭憲議長 はい。討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第74号 工事請負契約の締結

○山室昭憲議長 日程第12、議案第74号工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第75号 財産の取得

○山室昭憲議長 日程第13、議案第75号、財産の取得についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○山室昭憲議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○山室昭憲議長 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○山室昭憲議長 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第14 閉会中の継続調査

○山室昭憲議長 日程第14、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各委員長より、所管事務調査及び付託中の事務調査について、タブレットに配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり申出がっております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の経済調査とすることに決定をいたしました。お諮りいたします。本定例会中、誤読によるもの及び議決の結果、その条項、字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山室昭憲議長 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字等の整理訂正は議長に委任することに決定をいたしました。以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。会議規則第8条の規定により、令和6年第4回南阿蘇村議会定例会を閉会いたします。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

-----○-----

午前10時14分 閉会